

## 自治会自主防犯防災会規約（案）

### （名 称）

第1条 この自主防犯防災組織の名称は、\_\_\_\_\_自治会自主防犯防災会  
（以下「防犯防災会」という。）という。

### （目 的）

第2条 防犯防災会は、防犯防止及び通学児童の安全を図るとともに、災害対策基本法及び熊谷市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### （事 業）

第3条 防犯防災会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）防犯防災に関する地域への普及に関すること。
- （2）盗犯防止及び通学児童の安全を図るパトロール等に関すること。
- （3）災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材の備蓄に関すること。
- （6）その他、防犯防災会目的達成のために必要な事項。

### （役 員）

第4条 防犯防災会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	名
会 計	名
監 事	名
班 長	若干名

### （役員任期）

第5条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

### （役員任務）

- 第6条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を行う。
  - 3 会計は、会計がこれにあたる。
  - 4 監事は会計を監査する。
  - 5 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。

( 会 議 )

第 7 条 防犯防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

2 定例総会は、年 1 回 4 月に \_\_\_\_\_ の定期総会に合わせて開催する。

3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めるとき招集する。

4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ開催することができない。

5 会長は会議の議長となり、議事を進行する。

6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 防犯防災計画 )

第 8 条 防犯防災会は、犯罪及び災害による被害の防止及び軽減を図るため、防犯防災計画を作成する。

2 防犯防災計画は、次の事項について定める。

( 1 ) 防犯防災組織の編成及び任務分担に関すること。

( 2 ) 防犯防災知識の普及に関すること。

( 3 ) 防犯パトロールに関すること。

( 4 ) 防災訓練の実施に関すること。

( 5 ) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。

( 6 ) その他、必要と認める事項

( 会 計 )

第 9 条 防犯防災会の運営に関する費用は、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

( 雑 則 )

第 10 条 この規約に定めのない事項で、防犯防災会の運営に必要な事項は、会長又は会長が役員会に諮り定める。

( 附 則 )

この規約は、令和 年 月 日から施行する。